

令和 6 年 1 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和 6 年 1 月 16 日	午後 2 時
	閉 会	令和 6 年 1 月 16 日	午後 2 時 45 分

2 出席委員等

前 川 教 育 長 小 畑 委 員 安 岡 委 員

藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

千 委 員

4 出席事務局職員

大 路 教 育 次 長

村 山 教 育 監

仲 井 管 理 部 長

高 橋 管 理 部 理 事

井 上 保 健 体 育 課 長

山 本 総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長

門 脇 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長

久 江 総 務 企 画 課 副 主 査

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

12月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(ア) 第1号議案 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

【高橋管理部理事の報告】

○ 技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則については、一般職の常勤職員の給与改定との均衡を図るために、「技能労務職員の給与等に関する規則」及び「会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則」に関し、所要の改正を行うものである。

一般職の職員に係る給与改定については、今年度の府人事委員会の勧告を受け、12月府議会に「職員の給与等に関する条例」等の一部改正案が提出され、可決・成立している。

まず、「技能労務職員の給与等に関する規則」の一部改正から説明するので、資料1-13頁を御覧いただきたい。

技能労務職員の給与については、条例の適用を受けず、教育委員会規則で定められていることから、本改正は、一般職の職員と同様の改定を行うため、教育委員会規則を一部改正し、その他、定年引上げに係る所要の改正も併せて行うものである。

続いて、「会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則」の一部改正について説明するので、資料1-24頁を御覧いただきたい。

会計年度任用職員の報酬については、常勤職員に適用される給料表の号給の額に基づいて決定しているため、府人事委員会勧告に基づき、常勤職員の給料表が改定される場合、会計年度任用職員の報酬についても同様に改定することとなり、本改定については、常勤職員と同様に令和5年4月1日に遡及して適用されるものとして、教育委員会規則を一部改正するものである。

教育委員会規則等の改正については、本来であれば、教育委員会で御議決いただくものであるが、「職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」の議決日（令和5年12月21日）以降、速やかに改正する必要があった中、教育委員会を開催する暇がなかったことから、教育長の臨時代理議決により対応させていただいたものである。

【質疑応答】

○ なし

イ 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について

【井上保健体育課長の報告】

○ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査については、全国の児童生徒を対象とする悉皆調査として、子供の体力、運動習慣等を把握・分析することを目的に平成20年度から実施されている。

対象は、全国の小学校5年生、中学校2年生の全員である。

令和5年度の調査結果については、令和5年12月に公表されており、資料2枚目の別紙に内容を掲載しているとおりであり、本報告では、京都府と全国の結果が比較できるようにまとめている。

まず、「2. 体力」から説明する。

今年度の結果では、これまで低下傾向であった「体力合計点」が、小学生男子、中学生男女において、向上に転じたことが大きな成果である。

小学生男子は、これまで低下傾向にあったが、平成29年度以来、6年ぶりの向上となり、中学生男子は昨年度に続いて向上し、中学校女子はこれまで低下傾向にあったが、平成30年度以来、5年ぶりの向上となった。

体力が向上している背景には、コロナ禍による制限が緩和され、学校や地域での運動の機会が回復してきているとともに、体育授業の工夫改善による成果があると捉えている。

児童生徒個々の体力については、京都府は以前から、短距離、長距離を含めて走る能力が高い傾向にあり、小中学生とも「50m走」、中学生の「20mシャトルラン」で全国平均を上回っており、全身持久力を測定する「20mシャトルラン」においては、小学校5年生女子が全国平均以下となっているものの、中学校2年生の段階では全国平均を上回っており、京都府の児童生徒は総じて持久力が高いと見られる。

一方、小学生では、男女とも、「握力（筋力、力強さ）」、「反復横とび（敏捷性、素早さ、タイミングの良さ）」、「立ち幅跳び（瞬発力、力強さ、タイミングの良さ）」において、中学生では、「握力（筋力、力強さ）」、「長座体前屈（柔軟性、体の柔らかさ）」に課題が見られ、特に「握力」は全国平均を下回り、経年的に低下傾向が続いている。

続いて、「3. 運動習慣」の「体育・保健体育授業以外の1週間における総運動時間が420分以上（1日60分以上）の割合」については、小学生においては、男女ともに全国平均値を下回り、特に女子は昨年より数値が低下し、中学生においては、男子は全国平均値を下回り、女子は上回っているが、昨年より数値は低下している。

続いて、「4. 学習以外のスクリーンタイム」であるが、スクリーンタイムとは、平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム等の視聴時間を指しており、「視聴時間2時間以上の割合（平日）」は、小学生では全国平均を下回っているものの、昨年より増加となっており、中学生では全国平均を大きく上回っている。

また、「学習以外のスクリーンタイム」は、小中学生ともに全国的に増加傾向にあり、コロナ禍による生活習慣の変化に伴って増加し続け、体力の発達のみならず、健康的な生活にも影響を与えることが危惧されており、学校と家庭

が連携し、生活習慣を改善させる取組を促進させる必要がある。

続いて、「5. 運動やスポーツに対する意識」では、『運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「好き・やや好き」と回答した割合』が、小学生は男女ともに昨年より向上し、中学生は男子では向上しているものの、女子では低下している。

京都府では、「運動やスポーツが好き・楽しい」と回答する子どもの割合を最優先の成果指標と考えており、その数値が小学生男女、中学生男子で向上したことは成果であると考えている。コロナ禍による社会全体での様々な活動制限により、この意識が減少していたが、活動が徐々に再開されたことで意識が回復してきたと推察される。

続いて、「6. 体育・保健体育授業に対する意識」については、『体育授業が「楽しい・やや楽しい」と回答した割合』は、小学生では、男女ともに全国平均を下回っているが、昨年より向上し、中学生では、男女ともに全国平均を上回り、昨年よりも向上している。

このように、「運動が好き、体育の授業が楽しい」と感じる割合が向上していることは、普段の学校における体育の授業において、個々の実態に応じた指導の工夫改善が行われている成果と言える。

最後に、「7. ICT機器の活用」の『体育・保健体育授業のICT機器を使った学習で「できたり、わかったりすることがある」の割合』については、小中学生ともに、全国平均を大きく上回り、授業におけるICT機器の利用率も全国平均を上回っている。

このように体育の授業で効果的にICT機器が活用されていることにより、その成果として、運動やスポーツが好きで、体育授業が楽しいと感じる児童生徒の割合も向上していると捉えている。

今後も、工夫を凝らしながら運動の楽しさを実感させ、運動習慣の定着に努め、引き続き、運動好きな児童生徒を育成し、運動嫌いにさせないことが大切であると思っており、特に全ての子どもが必ず取り組む体育の授業をしっかりと行い、京都府が「スポーツごころ」と定義している「よしっ、さあ、やってみよう」という楽しく前向きな気持ちを、体育の授業から発信していきたい。

【質疑応答】

○ 安岡委員

体育の授業においては、具体的にどのようにして効果的にICT機器の活用を行っているのか。

○ 井上保健体育課長

例えば、「見比べレッスン」というソフトを使用すれば、手本となる動きと自分の動きを、その場ですぐに比較して見ることができる。

また、遅延再生のソフトを活用すれば、例えば、自分が飛び箱を飛んだ動きを撮影し、録画された映像を遅れてすぐに再生することができ、自分がどのような動きをしているのか、その場で客観的に見ることができるようになる。

子どもたちは1人1台タブレット端末を持っており、体育の授業中、こうしたICTソフトを活用してお互いに撮影し合い、「こんなことができた」「すごく良くなった」と自分自身の動きを分析しながら、運動能力等の向上に取り組んでいるところである。

○ 安岡委員

例えば、剣道の試合を動画撮影し、それを再生して子どもに見せてやれば、勝因や敗因等がよく分析でき、動きを客観的に見れば、技などが上達しやすいと感じているところであるが、体育の授業におけるICTソフトの導入や活用については、全国統一ではなく、それぞれの教育委員会に任されているのか。

○ 井上保健体育課長

どのようなソフトやプログラムを使用するかについては、現在は1人1台タブレット端末が導入されていることもあり、どのようなソフトを導入すれば有効活用できるかということを、それぞれの学校等で考えて導入している。

○ 安岡委員

それに対する予算は、各都道府県に平等に措置されているのか。それとも、京都府はそういった取組をより進んで行っているがために、そうしたツールが多く導入されているということなのか。

○ 大路教育次長

タブレット端末の予算は国が措置している。ソフトの導入については、それぞれの教育委員会が判断している。

○ 藤本委員

調査結果において、「3. 運動習慣」の「体育・保健体育授業以外の1週間における総運動時間が420分以上（1日60分以上）の割合」については、体育の授業を除いた学校の部活動や地域における運動等になると思うが、この結果と、「5. 運動やスポーツに対する意識」の『運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツをすることが「好き・やや好き」と回答した割合』、「6. 体育・保健体育授業に対する意識」の『体育授業が「楽しい・やや楽しい」と回答した割合』の結果との関連性、さらには、5の結果よりも6の結果が上回っているところを見れば、工夫を凝らした体育の授業が行われているという見方は一定できるが、一方でネガティブに捉えれば、部活動等がきついと感じているという分析もできるのではないか。

6の結果は確かに評価できるが、5と6の結果に差が出ているのは、体育の教員の頑張りだけでなく、何かネガティブな要素があるのではないか。

○ 井上保健体育課長

「3. 運動習慣」の「体育・保健体育授業以外の1週間における総運動時間が420分以上（1日60分以上）の割合」における1日60分という指標は、WHO（世界保健機構）や日本スポーツ協会の調査・分析における指標を引用しているが、この割合が低下傾向にあること、また、5及び6の結果との間に差があることについての分析は、残念ながらできていない。

○ 藤本委員

こうした調査を実施するのであれば、そうした視点でも分析し、この結果を踏まえて改善できるところは改善するということが望ましい。

○ 井上保健体育課長

本調査結果については、今後、国からクロス集計の結果が追加で示されるため、その結果も踏まえ、より細かな分析を行い、体育教員等にしっかりと周知していきたい。

○ 鈴鹿委員

体力の調査結果において、京都府の子どもたちは、握力（筋力、力強さ）、

反復横とび（敏捷性、素早さ、タイミングの良さ）、長座体前屈（柔軟性、体の柔らかさ）に課題が見られ、特に握力は全国平均を下回り、経年的に低下傾向が続いているとの説明であったが、この結果に対して、体育の授業で何か対策に取り組んでいるのか。

○ 井上保健体育課長

この結果については、防犯・防災的な発想で課題として取り上げたが、教員に対し、この結果に特化した体育授業の改善は求めている。

握力が弱いということは、腕の握る力が弱いのではなく、全体的に筋肉が落ちているということであり、また、立ち幅跳びについても、前に飛ぶ長さだけを見ているのではなく、遠くに飛べるということは、初動の瞬発力が優れ、身体全体がよく使えているかを見るためのものであり、教員にはそういったことを見るように指導しており、防犯・防災につながるという観点についてもしっかりと伝えていきたい。

○ 小畑委員

今年度の結果では、これまで低下傾向であった「体力合計点」が総じて向上に転じ、この要因としては、コロナ禍による制限が緩和され、学校や地域での運動の機会が回復してきているとともに、体育授業の工夫改善による成果であるとの説明であったが、数値的にコロナ禍以前に戻っているのか。

○ 井上保健体育課長

グラフを見れば、そこに戻っている傾向である。

○ 小畑委員

せっかく戻ったのであれば、今後は更に右肩上がりになることが望ましい。

「3. 運動習慣」の「体育・保健体育授業以外の1週間における総運動時間が420分以上（1日60分以上）の割合」での中学生の割合については、先日の総合教育会議でも話題となった、「運動系の部活動に取り組んでいる生徒の割合」と同じくらいと捉えてよいのか。

○ 井上保健体育課長

イコールとしては見れていないが、子どもたちの活動の場が減っているということが、「体育・保健体育授業以外の1週間における総運動時間が420分以上（1日60分以上）の割合」で全国平均を下回り、昨年よりも数値が低下しているという結果に影響しているとすれば、そこについては分析の甲斐がある。

○ 小畑委員

相関関係があるとなれば、地域移行していく部活動も含め、部活動に取り組む生徒を増やせば、1週間における総運動時間が420分以上（1日60分以上）というのは体育の授業時間よりも多いため、全体的に体力が向上していくのではないかな。

ウ 令和6年能登半島地震について

【村山教育監の報告】

- 令和6年1月1日に能登半島で発生した大地震により、200名を超える方がお亡くなりになったことに心から哀悼の意を表するとともに、被災により避難所等での避難生活を余儀なくされるなど、未だ厳しい状況に置かれている多くの方々に対し、お見舞い申し上げ、一日も早く復旧・復興が進み、被災地に平

穏な日常が戻ることを祈念するばかりであるが、未だ多くの方が安否不明であるなど、予断を許さない状況が続いているものと認識している。

本報告については、令和6年能登半島地震について、被害等の状況や、京都府及び京都府教育委員会の対応等について、情報を共有させていただくものである。

それでは、資料に基づいて報告するので、資料1頁を御覧いただきたい。。

地震の概要については、既に報道等で御承知のとおり、1月1日(月)16時10分頃、石川県能登地方を震源に発生し、マグニチュードは7.6、最大震度は7を記録した巨大地震であり、石川県能登地方に一時、大津波警報等が発令されるなど、石川県内を中心に地震の揺れや津波で甚大な被害が生じており、京都府内においても、最大震度4を記録し、北部地域の日本海沿岸部に津波が到達するなど、影響があった。

京都府内の被害状況等については、人的被害は、住家被害も含めて生じていないが、施設や設備においては、外壁等の亀裂が生じる等の被害が各地で発生している。

教育委員会関係の施設においても、府立東宇治高等学校では、校舎渡り廊下の天井ボードの破損・落下等が生じ、府立八幡支援学校では、高等部校舎に複数の亀裂が見つかるなど、ごく軽度なものも含めれば、複数の学校等で被害を確認している。

なお、教育活動に支障が生じる被害は発生しておらず、建物の構造そのものへの影響も確認されていない。

続いて、京都府の被災地支援の対応等について説明する。

資料3頁から7頁に掲載している資料のとおり、京都府では1月4日付けで災害支援対策本部が設置され、関西広域連合による足並みを揃えた支援において、石川県七尾市が対口支援、いわゆるカウンターパート支援先に決まり、同市に向けた人的・物的支援が行われている。

物的支援では、府の災害備蓄物資である飲料水や毛布等の輸送が行われ、人的支援では、災害派遣精神医療チーム「DPAT」や保健師等の医療関係チームによる支援を始め、被災建築物の応急危険度判定業務を行える技術系の職員や避難所の運営支援等に従事する職員等、全庁的な体制により、順次派遣が行われ、現在は第2陣が派遣されている。

京都府教育委員会事務局からも、応急危険度判定業務に管理課や文化財保護課の技師を、避難所の運営支援に行政職員を、それぞれ派遣しているところである。

その他、義援金を受け付ける義援金箱の府有施設への設置、府営住宅の被災者向け一定期間無償提供等が行われ、義援金箱については、教育委員会の所管施設である府立図書館にも設置している。

文部科学省の対応については、資料9頁から23頁に掲載している各通知文を御覧いただきたい。

1月4日付けの通知「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の安全確保等について」は、主に被災地域の学校における教育活動の開始や学校における避難所の運営への協力に関する留意事項を始め、被災児童生徒等の避難先の公立学校等への受入れや、入学者選抜等の受検に係る機会の確保などの内容を記載しているものである。

資料16頁からの1月7日付けの通知「令和6年能登半島地震における被災地域の児童生徒等の就学機会の確保等について」は、授業料の減額・免除や就学援助等のいわゆる就・修学支援に係る内容のほか、非常時における学びの継続やICT等も活用した学習機会の確保、被災した児童生徒等の心のケアを充実させることなどを求める内容となっている。

また、資料2頁に記載しているとおり、心のケアに関連し、日本臨床心理士会や日本公認心理師協会に対し、被災地教育委員会からの要請があった場合におけるスクールカウンセラー（臨床心理士）の派遣について、協力依頼が行われている。

さらには、各都道府県教育委員会に対しては、被災地教育委員会から要請があった場合における教職員の派遣について、積極的に検討するよう依頼がなされている。

こうした要請・支援は、東日本大震災等の過去の災害発生時にも同様の対応が行われている。

府教育委員会としては、文部科学省からの通知に基づき、1月5日及び1月9日付けで府立学校や市町（組合）教育委員会に対して通知を発出し、文部科学省からの通知の趣旨を踏まえ、被災児童生徒を受入れた場合など、該当する事項がある場合の適切な対応を求めている。

また、教職員やスクールカウンセラー等の人的支援については、今後、被災地教育委員会からの要請を踏まえた可能な限りの対応ができるよう、準備や検討を始めている。

東日本大震災の際にも、府教育委員会として教職員やスクールカウンセラーからなる教育活動支援チームを派遣しているが、今回の地震は学校休業期間中に発災していることもあり、学校教育における支援のニーズが明らかになっていない状況にあることから、まずは情報収集に努めるとともに、被災地教育委員会の意向や要請も確認しながら、ニーズとマッチングする支援を見定めて対応していく必要があると考えている。

なお、所管する教育施設で生じた府立学校等の被害については、学校教育活動への支障が生じないように、適切に修繕等を実施していく。

現時点における被害等の状況や京都府及び京都府教育委員会の対応等については以上のとおりであるが、引き続き京都府及び京都府教育委員会として実施できる支援を、被災地に寄り添いながら行っていけるよう努めていきたい。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

京都でこういった大地震が発生した場合を想定した質問であるが、学校が避難所となり、また、学校に通えない児童生徒がいるという状況となった場合、避難所となっている学校で授業は実施できるのか。

一方、今回の地震の被災地では、生徒が保護者と離れ、受入先の学校がある地域に避難するという報道もされているが、京都においては、こうした発災時に関するマニュアルは作成されているのか。

○ 村山教育監

学校の多くは避難所に指定されており、例えば、京都府立学校においては、高校の場合は53校のうち42校が、特別支援学校では16校のうち8校が避難所に

指定されているため、京都府でこうした甚大な災害が発生した場合、発災直後は学校に多くの避難者が集り、かなりの混乱状態が想定される。

そうした中、避難所の運営は市町村の防災担当者が当たることになっているが、発災直後にあっては、学校の教職員も避難所の運営に協力する体制を取るようになっている。

こうしたことを踏まえ、学校の再開については、一部ライフラインの復旧段階で、人定・物的被害の状況も見ながら検討することになるが、なるべく速やかに避難所運営を自治体の防災担当職員に引き継ぐことに加え、体育館のみを避難所として使用している場合は教室が使用できるため、電気や水道が使用できれば、状況を見極めながら、教室のみの使用で教育活動を再開していくことになる想定している。

一方の学校関係の防災マニュアルについては、学校保健安全法で危機管理マニュアルの作成が義務付けられ、各学校でそれぞれの地域事情に応じた危機管理マニュアルを作成し、発災時の避難や避難訓練のほか、避難所運営等に関することをマニュアル化している。

そのほか、消防法でも防火防災計画の作成が義務付けられ、所轄の消防署に届けられることになるが、その計画書には、組織体制、施設の防火防災関係、防火防災訓練の実施、発災時の対応等が盛り込まれている。

大災害等への対応については、この2本立てで危機管理がされており、発災時はこうしたマニュアルを基本にして動くことになる。

○ 前川教育長

日本はこれまでに阪神淡路大震災、東日本大震災等を経験し、学校教育においても多くの教訓を得てきたが、現在ではICT教育の進歩等や1人1台タブレット導入等により、当時とは教育の方法も随分変わっている。

そうした中、今回の地震の被災地においては、例えば、タブレットは手元にあるもののWi-Fiが繋がらない、というような新たな課題も生じており、そういうことも教訓に、対応マニュアルも見直す必要があると思っている。

○ 藤本委員

マニュアルの見直しという点では、普段における学校の危機管理はもちろん大事であるが、学校が地域に果たす役割において、避難所としての機能を高めるといふ議論も行っていかなければならないと思う。

今の学校は、避難生活をするための施設としての快適さは不十分である。

コロナ禍により、日本の学校はWi-Fi環境が脆弱で、ネットワーク機能が整っていないことが露呈されたが、昨今における大災害の多発状況を見れば、非常時に備え、例えば、プールの水を生活用水にろ過する装置を完備したり、全ての屋根にソーラーパネルを取り付けて非常用自家発電設備を整備したりするなど、地震大国の我が国においては、文部科学省に限らず、関係省庁が連携して複合的に防災について考えなければならないのではないかと。

そのような議論は、国においてされているのか。

○ 前川教育長

学校の避難所指定は、全国的に見て、高校よりも小中学校が多い。

例えば、小中学校の体育館の空調は、国の緊急防災対策予算を活用して整備されており、都道府県、市町の負担は少なく済んでいる。

こうした整備は被災地した経験から学んで行われることが多く、こういった

ものが必要かということは、現場で確認した上で国に要求・要望していくことが重要である。

Wi-Fiが繋がらないというような課題については、学校のWi-Fiはつながりタブレットを使用できるが、自宅や避難所ではWi-Fiが繋がらない、という状態であると石川県から聞いている。

緊急時に学びを止めないという観点でタブレットは非常に有効な手段とされてきたが、こうした事例を見れば、学校の整備だけではその役割が機能しないということが改めて判明しているので、そういったところを教訓にしていく必要がある。

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告

